

令和7年度岩美町下水道ストックマネジメント
(管路・マンホールポンプ)実施計画策定業務

令和7年度
岩美町建設水道課

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、岩美町(以下、町と言う。)が管理する下水道管路施設内の点検・調査工(以下、点検調査と言う。)に適用する。
- (2) 本仕様書、図面(以下、設計図書と言う。)に疑義が生じた場合は、町と受注者との協議により決定する。

2. 本業務の目的

本業務は、昨年度実施した「令和6年度岩美町下水道ストックマネジメント計画策定業務」において策定した点検・調査計画に基づき、下水道施設全体を最適化するストックマネジメントに必要となる下水道施設の健全度に関する点検・調査、修繕・改築計画の策定を行うものであり、業務実施に際しては「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン2015年版」の内容について十分に検討を加えるものとする。

尚、「ストックマネジメント実施計画(管渠・マンホール・マンホール蓋)」においては、対象管路に対して本管テレビカメラ調査、及び管内洗浄工を行うことにより施設の状態を把握・判定し、過年度の調査結果と併せて、管渠・マンホール・マンホール蓋を対象に修繕・改築計画の策定を行う。

また、「ストックマネジメント実施計画(マンホールポンプ)」においては、点検・調査の対象をマンホールポンプとし、修繕・改築計画の策定対象をマンホールポンプとする。

業務内容

- ・ストックマネジメント実施計画(管渠・マンホール・マンホール蓋)
- ・ストックマネジメント実施計画(マンホールポンプ)

3. 成果の所有等

ストックマネジメント業務に伴って得られた資料及び成果は町の所有とする。また、点検調査の成果等は町の承諾なしに公表しないこと。

4. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、町の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

5. 法令等の遵守

(1) 受注者は、点検調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに町が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- ア.労働基準法及び同法関連法規
- イ.労働者災害補償保険法及び同法関連法規
- ウ.消防法及び同法関連法規
- エ.建設業法及び同法関連法規
- オ.建築基準法及び同法関連法規
- カ.港湾法及び同法関連法規
- キ.毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
- ク.道路法及び同法関連法規
- ケ.下水道法及び同法関連法規
- コ.中小企業退職金共済法及び同法関連法規
- サ.道路交通法及び同法関連法規
- シ.河川法及び同法関連法規
- ス.電気事業法及び同法関連法規
- セ.環境基本法及び同法関連法規
- ソ.騒音規制法及び同法関連法規
- タ.廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
- チ.水質汚濁防止法及び同法関連法規
- ツ.酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
- テ.労働安全衛生法及び同法関連法規
- ト.振動規正法及び同法関連法規
- ナ.公害防止関連条例

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
尚、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

6. 提出書類

(1)受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、点検調査に着手すること。

- ①着手届
- ②現場代理人及び主任技術者届、経歴書
- ③工程表

以下、業務実施計画書

- ④ 職務分担表
- ⑤ 緊急連絡表
- ⑥ 点検調査計画書
- ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届(管路施設の調査・点検のみ)

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2)提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3)受注者は、着手日から業務完了日までの「点検調査日報」を提出すること。

(4)点検調査が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること。

- ①完了届
- ②出来高調書
- ③点検調査記録写真
- ④完了図書一式(第2章「4.報告書作成」、第3章「4.報告書作成」による。)
- ⑤請求書

(5)前記各項のほか、監督員が提出するよう指示した書類は、指定期日までに提出すること。

7. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署に、点検調査に必要な道路使用、交通規制等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

8. 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに現場代理人、主任技術者(調査技術及び経験を有する者)を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させ、所定の業務に従事させること。

(2) 管路内の点検調査を行う場合には、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい点検調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。

(4) 受注者は、適正な点検調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

9. 下請負者の届出

(1) 受注者は、点検調査の一部を下請負させる場合で、町がその受注者の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負者届により、下請負人の名称、住所、代表者、期間、範囲等、及び下請負者の指導方法等について、届け出ること。

(2) 点検調査の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負者は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、直ちに必要な処置を講ずること。

10. 地先住民等との協調

- (1)受注者は、点検調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2)受注者は、地先住民等からの要望、もしくは交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬または手数料等を受け取ってはならない。尚、下請負者および使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指示すること。
- (3)使用者が前項の行為を行なった時は、受注者がその責任を負うこと。

11. 損害賠償及び補償

- (1)受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2)受注者は、点検調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

12. 工程管理

- (1)受注者は、あらかじめ提出した工程に従い、工程管理を適切に行なうこと。
- (2)予定の工程と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、点検調査の円滑な進行を図ること。
- (3)受注者は、調査出来高報告書を常に整理し、監督員からの指示があったときは、点検調査の進捗状況を報告できるようにすること。
- (4)日程の都合上、履行期間内の祝日、休日等に調査を行なう必要がある場合は、あらかじめ、その点検調査内容、点検調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

第2章 スtockマネジメント実施計画(管渠・マンホール・マンホール蓋)

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的なシナリオ設定を踏まえ、事業計画を勘案し、概ね5～10年程度における改築の優先順位を設定する。

Stockマネジメント実施計画の策定の一環として、「第4章安全管理」の内容を順守して、「第5章点検調査工」に基づき点検・調査を実施するものである。

対象範囲:管渠、マンホール、マンホール蓋

管渠 ……浦富処理区 3箇所(約150 m)

マンホール ……大谷処理区 4基、浦富処理区 4基

マンホール蓋……大谷処理区 9基、浦富処理区 11基

1. 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(1) 異常程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(2) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

2. 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

3. 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

4. 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要付けたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管渠以外に検討対象とした（マンホール、マンホール蓋）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

5. 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の認識を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

6. 改築方法の検討

改築と判定された管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

7. 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対策施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね 5～10 年程度の実施時期を設定する。

8. 修繕・改築のとりまとめ

1～7の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

9. 報告書の作成

報告書の作成では、修繕・改築計画の概要その他必要資料等を修正するものとする。

10. 照査

照査は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施するものとする。

(1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

(2) 検討方法及びその内容に関する照査

(3)計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査

(4)上位計画や並行して実施する処理場ストックマネジメント計画等との相互間における整合性に関する照査

第3章 スtockマネジメント実施計画(マンホールポンプ)

1. 点検・調査の実施

点検・調査は「第4章安全管理」及び「第5章点検調査工」を順守して、目視・聴覚により、定量的に劣化の実態を確認する。調査単位は小分類単位とする。

なお、施設の運転停止や吊り上げ等の作業を要する施設については、近年のオーバーホールの実態記録について机上での調査を行うものとする。

対象範囲:マンホールポンプ

大谷 No.1 マンホールポンプ他 機電設備 19箇所

2. 修繕・改築計画の策定

(1) 診断・対策の必要性の検討

健全度評価のための判断基準を設定し、点検・調査の結果に基づいて、現在の健全度を診断して評価する。また、診断結果及び維持管理者が行っている点検結果に基づき、対策に必要性を検討する。

(2) 優先順位の検討

機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、改築に関する優先順位を検討する。また、マンホールポンプの優先順の設定にあたり、「処理場ストックマネジメント計画」と十分な調整を図るものとする。

(3) 対策範囲の検討

「(1)診断・対策の必要性の検討」において、対策が必要と位置付けた設備について、修繕か改築かを判定する。なお、状態監視保全資産が存在しないため、長寿命化対策検討対象設備は存在しない。

(4) 改築方法の検討

対策が必要とされた資産については、適切な仕様検討を行う。

(5) 実施時期と概算費用の検討

「(3)対策範囲の検討」において、対策が必要とされた対策範囲について、実施時期の検討および概算費用の算定を行う。

(6) 改築計画のとりまとめ

上記で検討した結果を改築計画として取りまとめる。また、ストックマネジメントの

総括として、ストックマネジメント申請書・参考資料の該当部分の作成を行う。
なお、修繕・改築計画は「処理場ストックマネジメント計画」とも整合が取れたものとする。

3. 照査

照査は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施するものとする。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査
- (4) 上位計画や並行して実施する処理場ストックマネジメント計画等との相互間における整合性に関する照査

4. 報告書作成

本業務で実施した各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。

5. 設計協議

設計協議は、初回・中間2回・最終の計4回を実施する。

第4章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規制、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等も定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 点検調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を十分講じておくこと。(点検調査時の降雨等による作業中止基準及び作業再開基準及び、局地的な降雨時における安全対策(陸上と管路施設内の作業員との連絡方法、安全に管路施設から外部へ退避するための方法)を受注者の責任において定め、点検・調査計画書に記載するとともに、業務の安全性向上に細心の注意を払うこと)
- (3) 事故防止のため十分なガードマン等の人員を配置し、人員および安全設備の配置について、点検・調査計画書に明記すること。(管路施設の調査・点検のみ)
- (4) その他安全管理の方策については、点検・調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2.安全教育

- (1) 受注者は、点検調査に従事する者に対して、定期的に該当点検調査に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令(厚生労働省令)で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について特別な教育を行なうこと。(管路施設の調査・点検のみ)

3. 労働災害防止

- (1) 現場の点検調査環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、点検調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホールに出入りし、またこれらの内部で点検調査を行なう場合は、労働省令(厚生労働省令)で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、点検調査開始前と点検調査中は常時計測し、換気等、事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。尚、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し監督員が提示を求めた場合はその指示に従うこと。
- (3) 点検調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を行なうとともに、監督員および関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を行なうこと。
- (4) 資格を必要とする機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、必要に応じて誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 点検調査中は、常時、調査周辺の住居者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
管路の調査・点検においては、点検調査現場には、下水道管路内点検調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な証明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (2) 調査区域内には交通整理員を配置し、車両及び通行人の交通の誘導、並びに整理を行なうこと。(管路施設の調査・点検のみ)
- (3) 受注者は、現道上での調査で交通切替または交通規制を行う必要があり交通誘導警備員を配置する場合には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的知識を有する者と協議し、業務計画を策定しなければならない。
受注者は、現道上での調査で交通切替または交通規制を行う必要があり交通誘導員を配置する場合には、警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員)で、交通誘導に従事するものを配置すること。現場にて配置を実施しようとする交通誘導警備員に関しては、業務計画書作成段階で決定し、各資格証明書等の写しを業務計画書に添付すること。また、当初配置計画に記載されていない交通誘導警備員を現場に配置しようとするとき

- は、あらかじめ各資格証明書等の写しを監督職員に提出すること。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行なうこと。
 - (5) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した場合には、緊急連絡体制に従い、直ちに監督職員並びに関係官公署に報告するとともに、速やかに措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに町に届け出ること。

第5章 点検調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、点検調査計画書に点検調査箇所、点検調査順序等を定め、事前に監督職員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 点検調査にあたっては、必要な保護措置を行い、下水道施設に損傷を与えないよう十分に留意すること。
- (3) 点検調査にあたり、仮締切を必要とする場合には、監督職員に承諾を得ること。
この仮締切は上流に溢水が起こらない構造で、かつ点検調査中の安全が確保されるものとする。上流に溢水が生じる恐れがある時は、直ちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、点検調査にあたり騒音規正法、振動規正法及び公害防止関連条例等の環境関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督職員の指示に反して点検調査を継続した場合、及び監督職員が事故防止上、危険と判断した場合は、点検調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 点検調査にあたり、道路その他の工作物を汚損させないこと。万一、汚損させた時は、その都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 点検調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、点検調査箇所の清掃を行なうこと。

2. 点検・調査工

(1) 点検・調査計画書

受注者は点検調査にあたり、事前に次の事項を記載した計画書を提出すること。

- ① 点検・調査概要
- ② 現場組織(業務分担、緊急連絡体制等)
- ③ 点検・調査計画(使用機械、点検調査方法、実施工程表)
- ④ 安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上の連絡方法、局地的な降雨等に対する安全対策、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等)
- ⑤ その他、監督員の指示する事項

(2) 点検・調査機材

点検・調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 道路使用許可

必要に応じ、道路上での点検・調査を実施するにあたっては、道路使用の許可を受けて、その条件を遵守すること。

(4) 点検・調査の実施

・ストックマネジメント実施計画(管渠・マンホール・マンホール蓋)

【対象箇所】 浦富処理区 3 箇所(約 150 m)

① 管渠内洗浄

調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は監督職員との協議により調達先を選定すること。

② 本管テレビカメラ調査

本管の調査は、原則として上流から下流に向け、TVカメラを移動させながら行うこと。

本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影(カラー)し、DVD 等に収録すること。異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影(カラー)した上で、鮮明な画像を DVD 等に収録すること。

本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし正確に測定すること。

取付け管部の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、異常の有無に関係なくすべての取付け管口について記載すること。

管渠内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像(カラー)を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

・ストックマネジメント実施計画(マンホールポンプ)

マンホールポンプ設備の点検・調査(第3章「1.点検・調査の実施」による。)

3. 点検・調査の完了

点検・調査の完了時には、その旨を監督員に報告を行うこと。

4. 点検・調査記録写真

受注者は、次の項目に従って、点検調査記録写真を撮影し、点検調査完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを点検調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

・ストックマネジメント実施計画(管渠・マンホール・マンホール蓋)

(1)撮影は、点検調査箇所1箇所に対して、1箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、監督員が指示する内容について行なうこと。

(2)写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

(3)調査箇所の概要が、写真で把握できるように、遠景、近景の撮影を行うこと。

(4)一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は貼り合わせること。

(5)写真はカラー撮影とし、現像または印刷の際の大きさはサービス版とする。

・ストックマネジメント実施計画(マンホールポンプ)

(1)撮影は、点検調査箇所1箇所に対して、1箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、監督員が指示する内容について行なうこと。

(2)一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は貼り合わせること。

(3)写真はカラー撮影とする。その大きさは任意の大きさとする。

5. その他

(1)調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。

(2)設計図書に特に明示していない事項であっても、点検・調査の遂行上、必要なものがある場合には、受注者と契約変更などの協議・調整を行うものとする。

(3)その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

第6章 成果品

提出する成果品は次の通りであり、2部提出すること。

(1) 報告書 A4 2部

- (2) 修繕・改築計画図 原図一式・A3 2部(緊急度・健全度ごとに色分けしたもの)
- (3) 打ち合わせ議事録 A4 2部
- (4) その他参考資料 原稿一式
- (5) 上記図書の電子成果品 CD-R 又はDVD-R 2枚

成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
製本は全て表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第7章 参考図書

業務においては、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合には、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- ① 下水道施設計画設計指針と解説(社団法人日本下水道協会)
- ② 下水道維持管理指針(社団法人日本下水道協会)
- ③ 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(社団法人日本下水道協会)
- ④ 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編(社団法人日本下水道協会)
- ⑤ 下水道施設の耐震対策指針と解説(社団法人日本下水道協会)
- ⑥ 合流式下水道越流水対策と暫定指針(社団法人日本下水道協会)
- ⑦ 管更生の手引き(案)(社団法人日本下水道協会)
- ⑧ 管きよ更生工法における設計・施工監理の手引き(案)(社団法人日本下水道協会)
- ⑨ 管きよ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例(社団法人日本下水道協会)
- ⑩ 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)(社団法人日本下水道協会)
- ⑪ 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)(管路診断コンサルタント協会)
- ⑫ 下水道管きよ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携管路診断
コンサルタント協会編集(財団法人経済調査会)
- ⑬ 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～(財団法人下水道新技術推進機構)
- ⑭ その他、必要関係図書

第8章 その他

1. 個人情報の取り扱い

受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適切に取り扱わなければならない。

- 2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を収集するときは、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5) 受注者は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 6) 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を該当契約の目的以外の目的に利用し、または発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 7) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記載された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。
- 8) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、または受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは該当方法によるものとする。
- 9) 受注者は、前 8 号に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2. 不当要求について

受注者は、工事の施工に当り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など、不当要求行為を行うすべての者をいう。)から不当要求行為(不当又は違法な要求並びに工事妨害その他公共工事等の適正な施工を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署へ届け出ること。
- 2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署へ被害届を提出すること。
- 3) 請負業者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、請負者へ報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署へ届け出ること。

3. 業務実績データの作成・登録(テクリス)

業務の受注・変更・完成時に、業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後に(財)日本建設情報総合センターにデータの登録を行い、「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。

4. スtockマネジメント全体計画及び実施計画の整合

本業務において、過年度において実施した処理場・管路stockマネジメント全体計画、および今年度実施する処理場・管路stockマネジメント実施計画と十分に整合を図るものとする。

また、上記stockマネジメントの総括として、stockマネジメント申請書・参考資料の該当部分の作成を行うものとする。

点検調査対象施設(管渠)

| 浦富処理区 | MP名 | 管理番号 | MH番号 | 管種 | 管径(mm) | 管口カメラ結果 | | TVカメラ調査要否 | 備考 |
|-------|-----|------|--------------|----|--------|---------|------|-----------|-----------|
| | | | | | | 詰まり | | | |
| 浦富処理区 | 岩井 | No.2 | M-15.89B_01 | VU | 150 | 異常あり | 汚水滞留 | 必要 | たるみの可能性あり |
| | | No.3 | M-14.2-46_01 | VU | 150 | 異常あり | 汚水滞留 | 必要 | たるみの可能性あり |
| | | No.4 | L-15.94A_01 | VU | 250 | 異常あり | 汚水滞留 | 必要 | たるみの可能性あり |

点検調査対象施設(マンホールポンプ)

| 処理区 | 施設名称 | | 点検調査対象 | |
|-------|---------|-------|--------|----|
| | | | 機械 | 電気 |
| 大谷処理区 | 大谷 | No.1 | 3 | - |
| | | No.2 | - | - |
| | | No.3 | - | - |
| | | No.4 | 2 | - |
| | | No.5 | 3 | 1 |
| | | No.6 | - | - |
| | | No.7 | 3 | 1 |
| | | No.8 | 3 | 3 |
| | | No.9 | 3 | 3 |
| | | No.10 | 3 | 4 |
| | 本庄 | No.1 | - | - |
| | | No.2 | - | - |
| | 太田 | No.1 | - | - |
| | | No.2 | - | - |
| | 網代 | | - | 2 |
| | 対象施設の合計 | | 20 | 14 |

| 処理区 | 施設名称 | | 点検調査対象 | |
|-------|---------|-------|--------|----|
| | | | 機械 | 電気 |
| 浦富処理区 | 浦富 | No.1 | 2 | 6 |
| | | No.2 | - | 2 |
| | | No.3 | 3 | 3 |
| | | No.5 | - | 2 |
| | | No.6 | - | 2 |
| | | No.7 | 3 | 6 |
| | | No.8 | 2 | 7 |
| | | No.9 | - | 2 |
| | | No.10 | - | 2 |
| | | 広岡 | No.1 | - |
| | No.2 | | - | - |
| | 新井 | No.1 | - | - |
| | | No.2 | - | - |
| | | No.3 | - | - |
| | | No.4 | - | - |
| | | No.5 | - | - |
| | 恩志 | No.1 | - | - |
| | | No.2 | 3 | 4 |
| | 岩井 | No.1 | - | - |
| | | No.2 | 1 | - |
| | | No.3 | - | - |
| | | No.4 | - | - |
| | | No.5 | - | - |
| | | No.6 | - | - |
| | | No.7 | - | - |
| | 田後 | No.1 | - | - |
| | | No.2 | - | - |
| | | No.3 | - | - |
| | | No.4 | - | - |
| | | No.5 | - | - |
| | | No.6 | - | - |
| | | No.7 | - | - |
| | | No.8 | - | - |
| | 対象施設の合計 | | 14 | 36 |

修繕改築計画対象施設(マンホール、マンホール蓋)

| 施設 | 処理区 | MP名 | 管理番号 | MH番号 | 緊急度 |
|---------|-------|-----|----------------|----------------|-----|
| マンホール本体 | 大谷処理区 | 大谷 | No.2 | H-17_285_03 | Ⅱ |
| | | | No.2-1 | H-17_42_01 | Ⅱ |
| | | | No.8 | H-17_285_01 | Ⅱ |
| | | | No.9 | I-19_281_01 | Ⅱ |
| | 浦富処理区 | 浦富 | No.8 | D-3_339-2_01 | Ⅱ |
| | | | No.8-1 | D-3_339-1_01 | Ⅱ |
| | | 岩井 | No.6 | M-14_2-21_01 | Ⅱ |
| | | 田後 | No.1 | C-2_2-287_01 | Ⅱ |
| マンホール蓋 | 大谷処理区 | 大谷 | No.4 | G-15_137_01 | Ⅰ |
| | | | No.5 | H-15_139-36_01 | Ⅱ |
| | | | No.6 | G-14_139-53_01 | Ⅱ |
| | | | No.8 | H-17_285_01 | Ⅱ |
| | | | No.9 | I-19_281_01 | Ⅱ |
| | | | No.10 | K-20_263_02 | Ⅱ |
| | | 本庄 | No.1 | L-20_55_01 | Ⅱ |
| | | 太田 | No.1 | N-22_12_01 | Ⅱ |
| | 網代 | | G-14_139-55_01 | Ⅱ | |
| | 浦富処理区 | 浦富 | No.6 | F-4_1-52_01 | Ⅱ |
| | | | No.7 | F-3_1-46_01 | Ⅱ |
| | | 新井 | No.1 | F-10_1-190_01 | Ⅱ |
| | | | No.4-1 | E-11_2-170_02 | Ⅱ |
| | | 恩志 | No.1 | UG-12_123_01 | Ⅱ |
| | | | No.2 | H-12_129B_01 | Ⅱ |
| | | 岩井 | No.1 | L-15_85A_01 | Ⅱ |
| | | | No.4 | L-15_94A_01 | Ⅱ |
| | | | No.6 | M-14_2-21_01 | Ⅱ |
| | | 田後 | No.2 | B-2_73-1_01 | Ⅱ |
| | | | No.4 | A-1_103_01 | Ⅱ |

※同色ハッチングは同一マンホールでの改築対象